

資金決済法改正に伴うお知らせ

コープやまぐちが発行するここカード電子マネー及び、商品券（以下「前払式支払手段」という）は、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という）の適用を受け、組合員の皆様にご利用いただいています。

2021年5月1日より資金決済法の改正法令が施行されています。この改正に伴い、下記2点について、お知らせいたします。

1. 組合員資金の保全方法（発行保証金の供託）について

- (1) 資金決済法では、前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、前払式支払手段の毎年3月31日および9月30日現在の未使用残高の半額以上を発行保証金として、法務局へ供託等することが義務付けられています。
- (2) 万一の場合には、前払式支払手段の所有者は、資金決済法第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金において、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。
- (3) コープやまぐちは、山口地方法務局への金銭の供託により、利用者資金の保全を行っています。

2. 無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針について

(1) 商品券について

コープやまぐち商品券の紛失・盗難等により利用者に生じた損失について、コープやまぐちは原則としてその責任を負わないものとします。

(2) ここカード電子マネーについて

ここカードの紛失・盗難等により利用者に生じた損失、および第三者による利用、利用者の申し出から当組合による利用停止措置が完了する前に生じた損失について、当組合は一切の責任を負わないものとします。

以上